

11月は児童虐待防止推進月間です

子どもの「命」、「権利」そして「未来」を社会全体で守るために何ができるのか、一人でも多くの方が「児童虐待防止」に関心を持つことが大切です。子どもたちの笑顔を守るために何ができるのか、地域の皆さんと一緒に考えていきましょう。

■児童虐待とは

以下の4種類に分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、火傷を負わせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性器を触る・触らせる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、病気になるでも病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に暴力をふるう (DV) など

■児童虐待は子どもに深刻な影響を与えます

虐待を受けた子どもは、心身の成長を妨げられたり、対人関係でさまざまな問題を抱えたり、将来にわたって深刻な影響を受けてしまいます。

■子育て中のお母さんお父さんへ

家事に仕事に育児、ひとりでがんばりすぎていませんか？ 子育てはとても大変なことです。子どもが言うことを聞いてくれなくて、イライラして、つい大きな声を出したり、誰かに当たってしまうことはありませんか？ 大切なのは、育児の負担をひとりで抱え込まずに誰かに相談することです。おやこ・まるまるサポートセンターでは、子育て中の保護者の方と悩みを一緒に考えていきたいと思えます。ひとりで悩まず、いつでも相談してください。

■地域の方へ

皆さんの周りで「もしかしたら虐待かも??」と思われるようなことはありませんか？ もし、そのような場面に遭遇しても「勘違いかもしれない」「違ったらどうしよう」「誰が通報したか分かってしまうのではないかと」通告を迷ってしまうかもしれません。勘違いでも大丈夫です。また、通告してくださった方の秘密は守られます。あなたの1本の電話で救われる子どもがいます。迷わず相談してください。

■相談機関

- おやこ・まるまるサポートセンター
☎ 0297 - 44 - 8822
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- 児童相談所全国共通ダイヤル
☎ 189(いちはやく) 24時間電話受付(休日はありません)
- 土浦児童相談所
☎ 029 - 821 - 4595
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)
- いばらき虐待ホットライン
☎ 0293 - 22 - 0293 24時間対応(休日はありません)

～緊急の場合～

「何時間も子どもが泣いている、外に出されている」「暴力を受けているようだ」など、危害が加えられている場合や危険を感じる家庭があった場合には、すぐに110番通報してください。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

内閣府は、毎年11月12日から11月25日までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」期間に定めています。暴力は親しい間柄であっても、どんな場合でも決して許されるものではありません。特に、配偶者からの暴力(DV)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為などの暴力は重大な人権侵害です。

本市では、令和6年4月1日から配偶者や恋人などからの暴力の相談

や女性の抱えるさまざまな悩み(離婚、家庭内の不和、人間関係、性暴力被害など)に対して相談を行う総合的な窓口「女性相談・DV相談支援センター～みらサポ～」を開設しています。同センターは、配偶者暴力相談支援センターの機能を併せ持っており、問題解決のための情報提供や関係機関との連携を通じて、悩みに寄り添いより良い方向に進むお手伝いをします。ひとりで悩まず、まずはご連絡ください。

■DVってなに？

[DV(ドメスティック・バイオレンス)]とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力や暴言のことです。暴力にはさまざまな形があり、どれも心を深く傷つける行為です。どのような理由があったとしても、暴力や暴言は許されるものではありません。

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、物を投げる など
精神的暴力	無視する、脅す、怒鳴る、馬鹿にする など
社会的暴力	自由に外出させない、人との付き合いを制限する など
経済的暴力	生活費を渡さない、借金をさせる など
性的暴力	避妊に協力しない、望まない性行為を強要する など

■DV以外の相談も受け付けています

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。本市はこの法律に基づき、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じ、本人の立場に寄り添った支援をするため、女性相談支援員を配置し、DV以外の女性相談も行っています。

- 日常生活や社会生活を円満に営むうえで困難な問題
- 離婚などにまつわる生活困窮などの家庭問題
- 性的被害 などについて、相談員と一緒に考えます。

■電話相談・面談

- 女性相談・DV相談支援センター～みらサポ～(おやこ・まるまるサポートセンター内)
女性相談支援員などの専門の相談員がお話を伺います。面談は、お電話でご予約のうえお越しください。
☎ 0297 - 38 - 5500
午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

■そのほかの相談窓口

- 茨城県警 女性専用相談電話
DV・ストーカー・リベンジポルノに関する女性からの相談
☎ 029 - 301 - 8107(女性警察官が24時間対応)
- 茨城県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
☎ 029 - 221 - 4166
平日:午前9時～午後9時
土・日・祝日:午前9時～午後5時(年末年始休み)
- 茨城県国際交流協会～Ibarakiken International Association～
外国人相談センター(Consultation Center for Foreigners)
多言語(English 中文 Tagalog Koreanなど)で相談受け付け
TEL:029 - 244 - 3811(Monday through Friday 8:30am - 5:00pm)